**【１０月１日～１０月２４日分】**

＜参考＞

写真台紙

 　　　　　　　　　　　申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

**① 店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）**　**必須**

**枠内に貼り付けてください。**

**※対象期間中に撮影したものを添付してください**

注意：店舗名（屋号）がわかる看板等が映った外観写真を添付してください。

※1枚の写真で①店舗名（屋号）と②店舗の外観全体を映すことが困難なときは①と②を分けて

２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は無効となります。

　　例　○ 店舗名（屋号）が確認できない写真

○ 店舗の扉のアップの写真

○ ビルの集合看板の写真

○ 他の店舗の写真

**② 要請期間中の営業時間がわかる（もしくは休業がわかる）写真等　必須**

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

**枠内に貼り付けてください。**

**【要請対象期間：１０月１日～１０月２４日】**

**感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗の営業時間は**

**午後９時まで**

**感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）導入店舗の営業時間は**

**午後８時まで**

**要請対象期間中に、感染防止認証ゴールドステッカーの認証を取得した**

**店舗については、取得日までと取得日以降の営業時間がわかる**

**写真を添付してください。**

注意：対象期間において、要請期間中の営業時間がわかる（もしくは休業がわかる）写真等を提出してください。

例　○ 要請期間中の営業時間にかかるお知らせのチラシを、利用客にわかるよう店舗に掲示している写真

※１枚の写真で①休業・時短営業のお知らせと②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を

分けて２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

* 休業又は要請期間中の営業時間にかかるお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く

一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効とな

ります。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

**③ 大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）を店舗に掲示している写真**

**【営業時間短縮協力金（第１期～第８期）のいずれかを申請している店舗は省略可】**

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

**枠内に貼り付けてください。**

注意：取得したブルーステッカーを店舗に掲示している写真を提出してください。

※１枚の写真で①ステッカーの番号と②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて

２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は、無効となります。

○ 店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）

○ ステッカーの番号が確認できない写真

○ 別の店舗などのステッカーを掲示している写真

**④ 大阪府が発行する感染防止認証ゴールドステッカーを店舗に掲示している写真**

**【感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗以外は不要です。】**

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

**枠内に貼り付けてください。**

注意：取得したゴールドステッカーを店舗に掲示している写真を提出してください。

※１枚の写真で①ステッカーの番号と②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて

２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は、無効となります。

○ 店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）

○ ステッカーの番号が確認できない写真

○ 別の店舗などのステッカーを掲示している写真

**⑤ 閉店日を確認できる写真等【１０月１日から１０月２３日までに閉店した場合のみ】**

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

**枠内に貼り付けてください。**

注意：閉店したことがわかる写真などを提出してください。

例　○ 閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真

○ 閉店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の

画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く

一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効となり

ます。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

**⑥ 開店日を確認できる写真等【１０月２日から１０月２４日までに開店した場合のみ】**

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

**枠内に貼り付けてください。**

注意：　開店したことがわかる写真などを提出してください。

例　○ 開店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真

○ 開店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の

画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く

一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効となり

ます。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

**⑦ 店舗の内観写真**

**【営業時間短縮協力金（第１期～第８期）のいずれかを申請しておらず店舗内の営業実**

**態が確認できるホームページ等の情報がない場合、営業許可証の営業所所在地が１か**

**所に特定されていない場合、１０月２日から１０月２４日までに開店した場合など】**

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

**枠内に貼り付けてください。**

注意：

○ 厨房の写真等、飲食提供のためのスペースが確認できない写真は無効となります。

○ 開店に向け、店内の設備（机、椅子、メニュー表）等を整えていることがわかる写真を提出してください。